

# 3. サービスに関する費用について

介護保険のサービスを利用したときは、原則利用料の1割、2割又は3割を支払います。自己負担額が高額になったときや所得の低い方には負担を軽減する仕組みがあります。

## 3-1 介護サービス利用料

介護保険サービスを利用したときは、**利用料の1割、2割又は3割を支払います。**

利用料の負担割合は、所得に応じて決まります。

ただし、下の表のとおり上限額があります。上限額を超えて介護保険サービスを利用した分は、全額自己負担になります。

1か月あたりのサービス利用限度額

要介護度	利用限度額	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

●上記の限度額に含まれないサービス

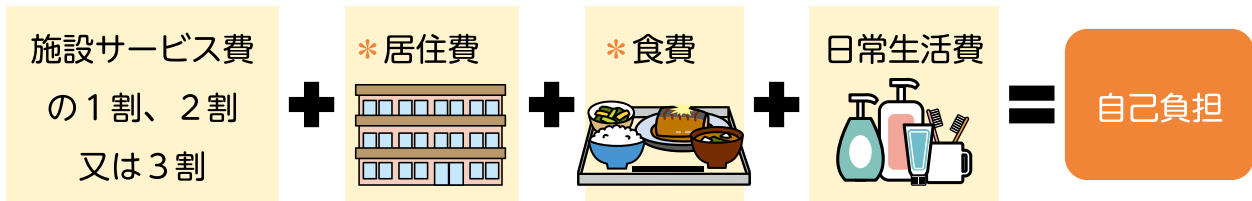
- ・特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）・・・P.23参照
- ・居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）・・・・・・・・・・P.24参照
- ・居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）・・・P.10（P.16）参照
- ・施設に入所して利用するサービス全て

※これらのサービスは、限度額がサービス別に設けられています。



## 施設サービスを利用したときの費用

施設サービスを利用したときは、施設サービス費の自己負担分（1割、2割又は3割）の他、居住費、食費、日常生活費を支払います。（負担割合は所得に応じます。）



### \*居住費・食費について

●居住費・食費は、施設と利用者との契約によって決まりますが、施設の平均的な費用をもとに「基準費用額」が定められています。

1日あたりの居住費・食費の基準費用額

施設の種類	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型 個室的多床室	
介護老人福祉施設	1,171円	855円	2,006円	1,668円	1,445円
介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	1,668円	377円	2,006円	1,668円	

### ■利用者負担額減額申請（居住費・食費の負担限度額（日額）の軽減）

●所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、居住費・食費の負担が軽減されます。ただし、負担軽減には、市への申請が必要です。なお、適用となるサービスは、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入所又はショートステイを利用する場合があります。

☆支給には、世帯全員(本人・世帯分離している配偶者を含む)が市民税非課税であること及び預貯金等が以下の基準以下であることが条件です。

利用者負担段階	預貯金等の基準
第1段階(生活保護受給者・非課税世帯である老齢福祉年金受給者)	単身…1,000万円、夫婦…2,000万円
第2段階(年金収入等80万円以下)	単身…650万円、夫婦…1,650万円
第3段階①(年金収入等80万円超120万円以下)	単身…550万円、夫婦…1,550万円
第3段階②(年金収入等120万円超)	単身…500万円、夫婦…1,500万円

※年金収入等……公的年金等収入金額(非課税年金含む) + その他の合計所得金額

※第2号被保険者(40歳～64歳以下)の基準は、単身1,000万円(夫婦で2,000万円)以下です。

負担が軽減された場合の1日あたりの居住費・食費の負担限度額

利用者 負担段階	居住費(滞在費)					食費	
	多床室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・療養等)	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室	施設入所	短期入所
第1段階	0円	320円	490円	490円	820円	300円	300円
第2段階	370円	420円	490円	490円	820円	390円	600円
第3段階①	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
第3段階②	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円

☆申請する際に必要なものについては、高齢介護課介護保険係(☎0282-21-2251)へお問い合わせください。

## ■特例減額措置申請について

- 本人または配偶者が市民税課税で利用者負担額減額申請が非該当の方が、以下の要件を全て満たす場合、特例的に利用者負担額減額申請の第3段階②の認定を受けられます。
- 申請する際に必要なものについては、高齢介護課介護保険係（☎0282-21-2251）へお問い合わせください。

### ☆要件

次の要件をすべて満たす方となります。

- ① 利用者の世帯の構成員が2人以上であること  
※配偶者が同一世帯に属していない場合は、世帯の構成員の数に1を加える  
※施設入所により世帯が分かれた場合は、なお同一世帯とみなす
- ② 介護保険施設（及び地域密着型介護老人福祉施設）に入所・入院し、現在利用者負担額減額認定を受けていないこと※ショートステイは適用外
- ③ 世帯の年間収入から施設の利用者負担、食費、居住費の見込額を除いた額が80万円以下であること
- ④ 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること
- ⑤ 日常生活に供する資産以外に資産がないこと
- ⑥ 介護保険料の滞納がないこと

## ■社会福祉法人等利用者負担額軽減申請について

- 所得が低い方で、社会福祉法人が運営する介護保険サービスを利用する場合、利用者の負担が軽減されます。ただし、軽減を行っていない社会福祉法人もあります。
- 軽減の対象となるものは、介護費・食費・居住費・滞在費・宿泊費のうち、利用する介護保険サービスの種類によって異なります。また、軽減の程度は利用者の状況によって異なります。
- この軽減は負担限度額を適用した後の利用者負担額について適用されます。
- 申請する際に必要なものについては、高齢介護課介護保険係（☎0282-21-2251）へお問い合わせください。

### ☆要件

次の要件をすべて満たす方となります。

- ① 世帯全員（本人・世帯分離している配偶者を含む）が市民税非課税であること
- ② 世帯全員の年間収入及び預貯金額が定められた額以下であること
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料の滞納がないこと

## 3-2 利用者負担の軽減

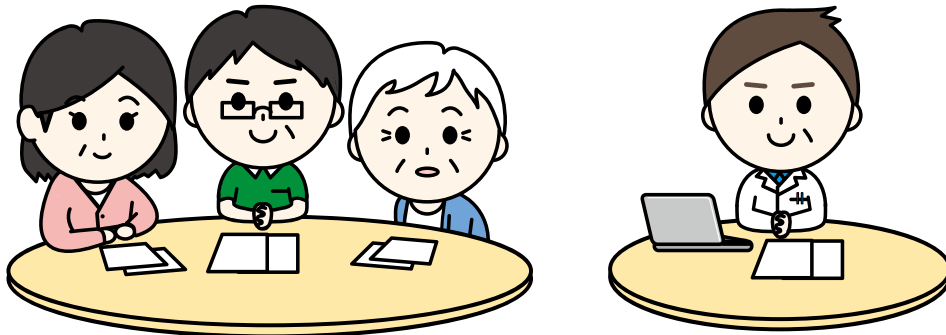
### 1 か月の自己負担が高額になったとき

ひと月に利用した介護サービスの利用者負担の合計が高額になり、限度額を超えた場合は、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給され（戻り）ます。支給（戻り）を受けるには、市への申請が必要です。なお、対象となる方には通知が郵送されます。

自己負担の限度額（月額）

区 分		限度額
※課税所得	690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
	380万円（年収約770万円） ～690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
	380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
世帯のどなたかが市民税を課税されている方		44,400円（世帯）
世帯の全員が市民税を課税されていない（非課税）方		24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老齢福祉年金受給者の方</li> <li>・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等</li> </ul>		24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等		15,000円（個人）

※世帯に属する第1号被保険者で最も高い課税所得の方で区分判定します。



# 1年間の介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

同一世帯内で介護保険と後期高齢者医療保険などの医療保険の両方を利用し、介護と医療の自己負担額が以下の限度額を超えた場合は、超えた分が払い戻されます。対象の見込となる方には、通知が郵送されます。（高額医療・高額介護合算制度）

自己負担の限度額（年額）【計算対象期間：前々年8月1日～前年7月31日】

区分		70歳未満の方	区分		70歳以上の方
※1 基準 総所得額	901万円超	212万円	※2 課税所得	690万円以上	212万円
	600万円超～901万円以下	141万円		380万円以上690万円未満	141万円
	210万円超～600万円以下	67万円		145万円以上380万円未満	67万円
	210万円以下	60万円	世帯のどなたかが市民税を課税されている方		56万円
世帯主及び国保加入者全員が市民税非課税		34万円	低所得者（市民税非課税世帯の方）		31万円
			世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合、80万円以下の方）		19万円

※1 世帯における国民健康保険加入者全員の所得金額の合計額で区分判定します。  
（基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除33万円）

※2 世帯に属する国民健康保険（・後期高齢者医療）被保険者で最も高い課税所得の方で区分判定します。（国保、後期それぞれで判定）

ここでちょっとお知らせ



## 高齢者実態調査にご協力ください

栃木市では毎年、市民の皆様が安心してこのまちで暮らせるように、世帯の状況や何かあった際の連絡先を記録しています。

調査の結果は、普段の見守り活動、不慮の事故や緊急時に活用されます。

**調査期間** 毎年5月～6月ごろ

**調査対象** お住まいの方が全て70歳以上のお宅  
※年齢は4月1日時点。原則として69歳以下の方が同居もしくは隣接地にお住まいの場合は、調査対象外となります。

**調査内容** 世帯状況、緊急連絡先 等

**調査方法** 担当の民生委員さんが、皆様のお宅を訪問し、お話を伺うか、または調査票の記入をお願いします。

- ・民生委員は、必ず「民生委員証」を携帯しています。
- ・この調査では、銀行口座や暗証番号を聞くことは絶対にありません。

【問合せ】 高齢介護課 高齢福祉係 0282-21-2241